

法令解釈通知の改正について

1. 通知改正の主旨

確定拠出年金の導入から3年以上が経過したが、現在の運用環境では想定利回りを下回るような運用結果であることも珍しくないこと、また、導入時教育において基本的な事項を習得していない加入者も見受けられること等から、導入後の教育（継続教育）の重要性が指摘されているところである。

しかし、現状では、導入から十分な時間を経っていないことから、継続教育について、特定の方法が確立されているには至っておらず、様々な取り組みが行われている状況にある。

そこで、投資教育についての法律上の努力義務を前提に、継続教育について各々の企業に応じた多様な取り組みを促すことが重要であるとの認識の下、確定拠出年金連絡会議のメンバーである企業等の取り組みを事例集として取りまとめて、広く提供するとともに、主として制度導入時の教育を念頭においていた従来の法令解釈通知を改正し、継続教育を明確に位置付けるとともに、実施に当たっての配慮事項等を示すこととしたものである。

2. 通知改正の概要

投資教育の実施に当たって、必須事項と配慮事項を明確化するため、必須事項を「努めること、必要がある」とし、配慮事項を「配慮すること、望ましい」とした。

① 投資教育を実施する場合の必須事項

ア. 加入時・加入後の投資教育の計画的実施の必要性

- 加入時・加入後の投資教育については、それぞれの目的・重要性を有することから、その性格の相違に応じて、加入後教育を含めた計画的な実施に努めること。また、加入者等が的確かつ効果的に習得できるよう、全体の計画の中で、その内容の配分に配慮する必要がある。

イ. 継続教育における制度実態の把握の必要性

- 資産配分、運用指図の変更回数等の運用の実態、コールセンター等に寄せられた質問等の分析やアンケート調査により、加入者等のニーズを十分把握し、それに応じた内容となるよう、配慮する必要がある。また、運営管理機関は制度の運用の実態等を定期的に把握・分析し、事業主に情報提供するとともに、必要な場合には投資教育に関する助言をすること。

ウ. 継続教育における基本的な事項の再教育の必要性

- 基本的な事項が習得できていない者に対しては、制度に対する関心を喚起するよう十分配慮しながら、基本的な事項の再教育を実施すること。

エ. 投資教育を委託した場合の実態把握の必要性

- 事業主が運営管理機関に投資教育を委託する場合には、事業主は投資教育の内容・方法、実施後の運用の実態、問題点等について実施状況を把握すること。

② 投資教育を実施する場合に配慮すること

- 投資教育後にアンケート調査や運用指図の変更回数等により、目的に応じた達成状況を把握することが望ましい。
- 継続教育においては、より高い知識及び経験を有する者にも対応できるメニューに配慮することが望ましい。
- 継続教育については、具体的な質問等が寄せられることから、コールセンター、メール等により個別の対応に配慮することが望ましい。
- 事業主は、就業時間中における説明会の実施等、できる限り協力することが望ましく、また、加入後の投資教育についても、できる限り多くの加入者等に利用の機会が確保されるようにすることが望ましい。

<参考>

上記のほか、改正前の通知では、「情報提供」を「教育研修」と「狭義の情報提供」の双方に使用していることから、いわゆる研修会等の教育は「投資教育」、電子メールやビデオ等の媒体を通して提供するものは「情報提供」とした。

第2 資産の運用に関する情報提供（いわゆる投資教育）に関する事項

1. 基本的な考え方

(1) 確定拠出年金は、我が国の年金制度において、個々の加入者等が自己責任により運用し、その運用結果によって給付額が決定される初めての制度である。確定拠出年金が適切に運営され、老後の所得確保を図るための年金制度として国民に受け入れられ、定着していくためには、何よりも増して加入者等が適切な資産運用を行うことができるだけの情報・知識を有していることが重要である。したがって、法第22条の規定等に基づき、投資教育を行うこととなる確定拠出年金を実施する事業主、国民年金基金連合会及びそれらから委託を受けて当該投資教育を行う確定拠出年金運営管理機関等（この第2の事項において「事業主等」という。）は、極めて重い責務を負っており、制度への加入時はもちろん、加入後においても、個々の加入者等の知識水準やニーズ等も踏まえつつ、加入者等が十分理解できるよう、必要かつ適切な投資教育を行わなければならないものであること。

(2) 投資教育を行う事業主等は、常時上記（1）に記した責務を十分認識した上で、加入者等の利益が図られるよう、当該業務を行う必要があること。

2. 加入時及び加入後の投資教育の計画的な実施について

(1) 加入時には、実際に運用の指図を経験していないことから、確定拠出年金制度における運用の指図の意味を理解すること、具体的な資産の配分が自らできること及び運用による収益状況の把握ができることを主たる目的として、そのために必要な基礎的な事項を中心に教育を行うことが効果的である。事業主等は過大な内容や時間を設定し、形式的な伝達に陥ることのないよう、加入者等の知識水準や学習意欲等を勘案し、内容、時間、提供方法等について十分配慮し、効果的な実施に努めること。

(2) 加入後の投資教育は、加入時に基本的な事項が習得できていない者に対する再教育の機会として、また、制度に対する関心が薄い者に対する関心の喚起のためにも極めて重要である。

加入者が実際に運用の指図を経験していることから、加入前の段階では理解が難しい金融商品の特徴や運用等についても運用の実績データ等を活用し、より実践的、効果的な知識の習得が期待される。

(3) 加入時及び加入後の投資教育については、それぞれ、上記のような目的、重要性を有するものであり、その性格の相違に留意し、実施に当たっての目的を明確にし、加入後の教育を含めた計画的な実施に努めること。

3. 法第22条の規定に基づき加入者等に提供すべき具体的な投資教育の内容

(1) 投資教育を行う事業主等は、2で述べたように、加入時及び加入後の投資教育の目的、性格等に応じて、(3)に掲げる事項について、加入時、加入後を通じた全般の計画の中で、加入者等が的確かつ効果的に習得できるよう、その内容の配分に配慮する必要がある。

また、事後に、アンケート調査、運用の指図の変更回数等により、目的に応じた効果の達成状況を把握することが望ましい。

(2) 特に、加入後の投資教育においては、次のような事項について配慮すること

① 運用商品に対する資産の配分、運用指図の変更回数等の運用の実態、コールセンター等に寄せられた質問等の分析やアンケート調査により、対象となる加入者等のニーズを十分把握し、対象者のニーズに応じた内容となるよう、配慮する必要がある。

なお、運営管理機関は制度の運用の実態等を定期的に把握・分析し、事業主に情報提供するとともに、必要な場合には投資教育に関する助言をするよう努めること。

② 基本的な事項が習得できていない者に対しては、制度に対する関心を喚起す

るよう十分配慮しながら、基本的な事項の再教育を実施すること。また、加入者等の知識及び経験等の差が拡大していることから、より高い知識及び経験を有する者にも対応できるメニューに配慮することが望ましい。

③ 具体的な資産配分の事例、金融商品ごとの運用実績等の具体的なデータを活用すること等により、運用の実際が実践的に習得できるよう配慮することが効果的である。

(3) 具体的な内容

① 確定拠出年金制度等の具体的な内容

ア わが国の年金制度の概要、改正等の動向及び年金制度における確定拠出年金の位置づけ

イ 確定拠出年金制度の概要（次の(7)から(キ)までに掲げる事項）

(7) 制度に加入できる者とその拠出限度額

(イ) 運用商品（法第23条第1項に規定する運用の方法をいう。以下同じ。）の範囲、加入者等への運用商品の提示の方法及び運用商品の預替え機会の内容

(ウ) 給付の種類、受給要件、給付の開始時期及び給付（年金又は一時金別）の受取方法

(エ) 加入者等が転職又は離職した場合における資産の移換の方法

(オ) 拠出、運用及び給付の各段階における税制措置の内容

(カ) 事業主、国民年金基金連合会、運営管理機関及び資産管理機関の役割

(キ) 事業主、国民年金基金連合会、運営管理機関及び資産管理機関の行為準則（責務及び禁止行為）の内容

② 金融商品の仕組みと特徴

預貯金、信託商品、投資信託、債券、株式、保険商品等それぞれの金融商品についての次の事項

ア その性格又は特徴

イ その種類

ウ 期待できるリターン

エ 考えられるリスク

オ 投資信託、債券、株式等の有価証券や変額保険等については、価格に影響を与える要因等

③ 資産の運用の基礎知識

ア 資産の運用を行うに当たっての留意点（すなわち金融商品の仕組みや特徴を十分認識した上で運用する必要があること）

イ リスクの種類と内容（金利リスク、為替リスク、信用リスク、価格変動リスク、インフレリスク等）

ウ リスクとリターンの関係

エ 長期運用の考え方とその効果

オ 分散投資の考え方とその効果

(4) 加入者等に、運用プランモデル（老後までの期間や老後の目標資産額に応じて、どのような金融商品にどの程度の比率で資金を配分するかを例示したモデル）を示す場合にあっては、元本確保型の運用方法（令第16条各号に規定する運用の方法をいう。以下同じ。）のみで運用する方法による運用プランモデルを必ず含んでいるものとする。

4. 加入者等への具体的な提供方法等

(1) 投資教育を行う事業主等は、次に掲げる方法により、加入者等に提供すること。

- ① 投資教育の方法としては、例えば資料やビデオの配布（電磁的方法による提供を含む。）、説明会の開催等があるが、各加入者等ごとに、当該加入者の資産の運用に関する知識及び経験等に応じて、最適と考えられる方法により行うこと。
- ② 事業主等は、加入者等がその内容を理解できるよう投資教育を行う責務があり、加入者等からその内容についての質問や照会等が寄せられた場合には、速やかにそれに対応すること。

特に、加入後の投資教育においては、加入者等の知識等に応じて、個別・具体的な質問、照会等が寄せられることから、コールセンター、メール等による

個別の対応に配慮することが望ましい。

また、テーマ等を決めて、社内報、インターネット等による継続的な情報提供を行うことや、既存の社員研修の中に位置付けて継続的に実施することも効果的である。

- ③ 確定拠出年金制度に対する関心を喚起するため、公的年金制度の改革の動向や他の退職給付の内容等の情報提供を合わせて行うことにより、自らのライフプランにおける確定拠出年金の位置づけを考えられるようにすることが効果的である。

- (2) 事業主が確定拠出年金運営管理機関に投資教育を委託する場合には、当該事業主は、投資教育の内容・方法、実施後の運用の実態、問題点等、投資教育の実施状況を把握するよう努めること。また、加入者等への資料等の配布、就業時間中における説明会の実施、説明会の会場の用意等、できる限り協力することが望ましい。

加入後の投資教育についても、その重要性に鑑み、できる限り多くの加入者等に参加、利用の機会が確保されることが望ましい。

5. 投資教育と確定拠出年金法で禁止されている特定の運用の方法に係る金融商品の勧奨行為との関係

- (1) 事業主等が上記3に掲げる投資教育を加入者等に行う場合には、当該行為は法第100条第6号に規定する禁止行為には該当しないこと。
- (2) なお、事業主等が、価格変動リスク又は為替リスクが高い株式、外国債券、外貨預金等（この(2)において「株式等」という。）のリスクの内容について加入者等に十分説明した上で、老後までの期間及び老後の目標資産額に応じて株式等での運用を含んだ複数の運用プランモデルの提示を行う場合にあっても、当該行為は法第100条第6号に規定する禁止行為には該当しないこと。

Q & A 追加事項 (確定拠出年金関係)

質 問 事 項	回 答
<p>運営管理機関が投資教育を実施するにあたり、以下の方法により事例を提示したいと考えているが、法令違反とされないか。</p> <p>① 実在する特定の加入者の資産配分や運用実績について、本人の同意を得た上で資産運用事例として他の加入者等へ提示すること。</p> <p>② 過去の運用実績の推移等を踏まえて、ある特定の時点で高い運用利回りを上げていた資産配分事例を提示すること。</p> <p>③ リスク・リターン特性に応じた架空の制度加入者(資産配分モデル)を複数設定し、確定拠出年金制度において採用している運用商品の過去の運用実績データを使用して資産残高の相違等を図表やグラフで提示すること。</p>	<p>実在する特定の加入者あるいは架空の加入者を用いて、運用実績の事例を提示したり、比較して提示することは問題ない。①や②のように加入者の実績を事例として提示する場合は、その前提となっている年齢、個人別管理資産額等を明らかにすることが必要と考えられる。③のようにシミュレーションとして架空の者を設定して資産配分モデルを提示した場合には、合わせて法令解釈通知にも記載があるように、必ず元本確保型の運用方法のみで運用した場合のモデルを提示する必要がある。</p> <p>ただし、提示した資産配分モデルの情報により、加入者等に対して、利益が生じることや損失が生じることが確実であると誤解を与えるような場合には、法令に抵触する恐れがある。</p>
<p>上記③の加入者モデルによる運用成果(資産残高等)を踏まえ、その成否(例えば、現在の市場環境では、どの配分が有利であったか等)についてコメントすること。</p>	<p>事業主又は運営管理機関がモデル事例についてコメントすることは、そのコメントが客観的なものであれば問題ないと思われる。ただし、当該コメントが、「どの配分が有利であった」等の表現は、運用の方法の推奨と受け取られる可能性があることから、法令に抵触する恐れがある。</p>
<p>労働組合の役員等でファイナンシャル・プランナー等の一定の資格・知識を有する者が、組合活動の一環(組合員の生活支援策)として、個人の資産状況等を踏まえて確定拠出年金の運用相談に乗ることは問題ないか。</p>	<p>問題ない。</p>
<p>事業主が外部の機関と契約し、その費用を会社が負担して個人向けの運用相談会等を行うことは可能か。</p>	<p>事業主が外部の機関と直接契約し、個人向けの運用相談会等を行うことは問題ないが、選定に当たってはもっぱら加入者等の利益の観点から、能力の水準、サービス内容等について適正な評価を行った結果である等の合理的な理由に基づくものであることが必要と考えられる。</p>
<p>事業主が退職予定者等に対して個人型年金への移換手続き方法を説明する際に、可能な範囲で個人型年金を実施している運営管理機関を比較検討し、加入者の利益確保の観点から一定の基準に基づいて選定した複数の運営管理機関に係る案内パンフレットを配布したり、運用</p>	<p>事業主が特定の個人型運営管理機関を選定し紹介することは法令上の問題はないが、選定に当たっては、もっぱら加入者等の利益の観点から、能力の水準、サービス内容等について適正な評価を行った結果である等の合理的な理由が必要と考えられる。また、規則第60条第</p>

<p>教育資料（スターターキッド等）を入手し、その特徴点や概要を説明して紹介することは可能か。</p>	<p>5号の趣旨に照らして、当該個人型運営管理機関以外の他の運営管理機関を指定することもできること、その運営管理機関は国基連のHPにアクセスすることにより入手できること等を情報提供することが望ましいと考えられる。</p>
<p>事業主が、加入者個人が選定した個人型年金を実施している運営管理機関への移換手続き事務を代行実施することは可能か。</p> <p>また、予め選定した特定の個人型年金を実施している運営管理機関への移換に限り、手続き事務を代行実施することは可能か。</p>	<p>事業主が、加入者個人が選定した運営管理機関への移換手続きを代行することは可能。また、事業主が予め選定した特定の個人型運営管理機関に限り手続き事務を代行する場合には、規則第60条第5号の趣旨に照らして、当該個人型運営管理機関以外の他の運営管理機関を指定することもできること、その運営管理機関は国基連のHPにアクセスすることにより入手できること等を情報提供することが望ましいと考えられる。</p>
<p>事業主が企業型年金の資格喪失者向けに個人型年金を実施している複数の運営管理機関を招いて説明会を開催することは可能か。</p> <p>また、本人が希望する場合は、その場で個人型年金の加入手続きを行うことは問題ないか。</p>	<p>事業主が、個人型年金を実施している運営管理機関を招いて説明会を開催すること、また、本人が希望する場合はその場で移換手続きを行うことは問題ない。ただし、事業主は、規則第60条第5号の趣旨に照らして、当該個人型運営管理機関以外の他の運営管理機関を指定することもできること、その運営管理機関は国基連のHPにアクセスすることにより入手できること等を情報提供することが望ましいと考えられる。なお、個人型年金運営管理機関は、説明会での個人型年金加入者等の勧誘に際して、こうした情報提供を行わない場合は、当該個人型年金加入者等の判断に影響を及ぼすこととなる事項について事実を告げない場合として、運管命令第10条第8号の規定に抵触する恐れがある。</p>
<p>事業主が特定の個人型年金の実施運営管理機関と提携することにより、当該個人型運営管理機関の利用者に対して手数料等の割引サービスを提供することは可能か。</p>	<p>事業主が特定の個人型運営管理機関と提携し、当該運営管理機関の利用者に手数料等の割引サービスを提供することは法令上の問題はないが、選定に当たっては、もっぱら加入者等の利益の観点から、能力の水準、サービス内容等について適正な評価を行った結果である等の合理的な理由が必要と考えられる。</p>

確定拠出年金 連絡会議	第 14 回 平成17年11月25日	資料 4
----------------	-----------------------	------

確定拠出年金関係の平成 16 年度実績について

確定拠出年金について、平成 16 年度における業務の実施状況について、企業型年金実施事業主及び運営管理機関から報告を受理したので、これを取りまとめた。

I. 企業型年金規約の報告（1,171 規約）

○ 加入者の状況

企業型年金加入者は 1,210,522 人、運用指図者は 7,026 人。

企業型年金（1,171 規約）の厚生年金保険適用者数は 1,944,209 人。確定拠出年金への加入者の割合は 62.3%（男性 75.2%、女性 32.1%）。

○ 掛金及び資産の状況

当該年度中に拠出された掛金額（運用益、資産移換分は含まず）は約 1,222 億円。前期からの繰越し、他制度からの移換金等を含めた運用指図を行った資産総額は約 1 兆 1,318 億円。なお、加入者が事業所に使用された期間が 3 年未満である場合の事業主に返還された資産額は約 2 億 7 千万円（5,067 件）。

○ 掛金額の平均

各規約の一人当たり平均掛金額の全規約平均は 11,869 円。このうち、他に企業年金が無い場合の平均掛金額は 13,643 円、他に企業年金が有る場合の掛金平均額は 9,390 円。

II. 運営管理機関の報告

営業年度末が平成 16 年 12 月から平成 17 年 3 月までの間の運営管理機関の加入者数等を取りまとめた。(企業型年金及び個人型年金加入者のデータを集計)

○ 運用関連運営管理機関 (672 機関)

企業型年金のみを受託している機関は 14 機関、個人型年金のみを受託している機関は 179 機関、企業型年金、個人型年金の両方を受託している機関は 63 機関、受託をしていない機関は 416 機関。

(注) 運用関連運営管理機関とは、事業主から委託を受けて、運用の方法の選定及び加入者等に対する提示並びに運用の方法に係る情報の提供業務を行う運営管理機関をいう。

○ 記録関連運営管理機関 (5 機関)

・加入者数及び運用資産

営業年度末現在の加入者数及び運用指図者の合計は 1,321,480 人(加入者は 1,297,712 人、運用指図者は 23,768 人)。なお、当該年度中に拠出された掛金額(運用益、資産移換分は含まず)の合計は約 1,337 億円。

・運用状況

加入者及び運用指図者により運用されている資産額(前期からの繰越し、他制度からの移換金等を含む)は約 1 兆 2,022 億円。

(注) 記録関連運営管理機関とは、事業主から委託を受けて、加入者等の氏名、住所等の記録、保存、通知及び運用指図のとりまとめ、その内容の資産管理機関等への通知を行う運営管理機関をいう。

○ 給付の状況

老齢給付金、障害給付金等の給付件数は全体で 4,512 件、金額は約 203 億円。

(注) 企業型年金と運営管理機関の報告書の集計結果が異なるのは、企業型年金の集計は各企業の事業年度末が 16 年 4 月から 17 年 3 月までの間のデータの集計であるのに対し、運営管理機関の集計は各運営管理機関の営業年度末が 17 年 3 月末現在(一部は 16 年 12 月末)のデータの集計であり、事業年度末が到来していない企業型年金のデータを含んでいるためである。

企業型年金及び運営管理機関の業務報告

〔事業年度末が、平成16年4月から平成17年3月までの間の規約の集計。〕

I. 企業型年金規約の報告

1. 規約数等

	平成16年度			平成15年度(参考)		
	件数	うち他の企業年金		件数	うち他の企業年金	
		無し	有り		無し	有り
規約数	1,171	681	490	642	371	271
事業主数	4,387	—	—	1,982	—	—

(注)1. 規約数は、今回集計した規約数。

2. 平成16年度の事業主数は、上記規約を構成している平成17年3月現在の事業主(法人)数。

2. 加入者の状況

(1) 加入者数等の増減

① 加入者 (単位:人)

	前年度末	今年度末	増数
男	585,995	1,023,138	437,143
女	106,634	187,384	80,750
計	692,629	1,210,522	517,893

(注)1. 加入者とは、掛金が拠出されている者をいう。

2. 前年度末は、集計した規約の前事業年度末の合計。

② 運用指図者 (単位:人)

	前年度末	今年度末	増数
男	2,557	5,789	3,232
女	693	1,237	544
計	3,250	7,026	3,776

(注)1. 運用指図者とは、掛金を拠出しておらず運用のみ行っている者をいう。

2. 前年度末は、集計した規約の前事業年度末の合計。

(2) 確定拠出年金への加入割合

(単位:人)

	平成16年度			平成15年度(参考)		
	厚生適用者数	DC加入者数	DC加入割合	厚生適用者数	DC加入者数	DC加入割合
男	1,360,541	1,023,138	75.2%	764,424	585,995	76.7%
女	583,668	187,384	32.1%	352,151	106,634	30.3%
計	1,944,209	1,210,522	62.3%	1,116,575	692,629	62.0%

(注)厚生適用者数は、今回集計した1,171規約の厚生年金加入者数。

3. 掛金及び資産の状況

(1) 掛金総額及び資産総額

(単位:千円)

	平成16年度	平成15年度(参考)
掛金総額	122,206,751	59,664,157
資産総額	1,131,821,510	520,382,296

(注)1. 掛金総額とは、当該年度中に拠出された掛金額の合計(資格喪失者を含む)。

2. 資産総額とは、前期からの繰越し、他制度からの移換金、掛金等を含めた資産額の合計。

(2) 返還資産額

	平成16年度		平成15年度(参考)	
	人数	金額(千円)	人数	金額(千円)
男	3,432	184,801	1,380	56,000
女	1,635	83,049	763	21,871
計	5,067	267,850	2,143	77,871

(注)返還資産額とは、事業所に使用された期間が3年未満の場合に返還された掛金額。

4. 掛金額の分布

(1) 他の企業年金無し

平成16年度			平成15年度(参考)		
範囲	件数	割合	範囲	件数	割合
～5,000円以下	84	12.7%	～5,000円以下	51	14.2%
5,000円超～10,000円以下	194	29.2%	5,000円超～10,000円以下	99	27.7%
10,000円超～15,000円以下	155	23.3%	10,000円超～15,000円以下	70	19.6%
15,000円超～20,000円以下	99	14.9%	15,000円超～20,000円以下	65	18.2%
20,000円超～25,000円以下	50	7.5%	20,000円超～25,000円以下	27	7.5%
25,000円超～30,000円以下	39	5.9%	25,000円超～30,000円以下	23	6.4%
30,000円超～36,000円以下	34	5.1%	30,000円超～36,000円以下	23	6.4%
36,000円超～40,000円以下	7	1.1%	—	—	—
40,000円超～46,000円以下	2	0.3%	—	—	—
計	664	100.0%	計	358	100.0%

- (注)1. 各規約の一人当たり掛金額の分布。
 2. 他の企業年金無し681規約のうち、納付期限前のため掛金を拠出していない17規約は除く。

(2) 他の企業年金有り

平成16年度			平成15年度(参考)		
範囲	件数	割合	範囲	件数	割合
～5,000円以下	79	16.6%	～5,000円以下	47	18.3%
5,000円超～10,000円以下	203	42.7%	5,000円超～10,000円以下	108	42.0%
10,000円超～15,000円以下	130	27.4%	10,000円超～15,000円以下	72	28.0%
15,000円超～18,000円以下	49	10.3%	15,000円超～18,000円以下	30	11.7%
18,000円超～23,000円以下	14	2.9%	—	—	—
計	475	100.0%	計	257	100.0%

- (注)1. 各規約の一人当たり掛金額の分布。
 2. 他の企業年金有り490規約のうち、納付期限前等のため掛金を拠出していない15規約は除く。

(3) 掛金の平均

(単位:円)

	平成16年度		平成15年度(参考)	
	件数	平均額	件数	平均額
他の企業年金無し	664	13,643	358	13,988
他の企業年金有り	475	9,390	257	9,049
総平均	1,139	11,869	615	11,924

- (注)1. 各規約の一人当たり掛金額の平均。
 2. 掛金を拠出していない32規約は除く。

II. 運営管理機関の報告

- 運用関連運営管理機関数 672機関
- 記録関連運営管理機関数 5機関

1. 加入者数等

	(単位:人)			(単位:千円)	
	加入者数	指図者数	計	掛金額	
企業型年金	1,250,793	7,039	1,257,832	127,381,839	
個人型年金	46,919	16,729	63,648	6,365,140	
計	1,297,712	23,768	1,321,480	133,746,979	

(注)運営管理機関が受託している加入者数。

(注)掛金額とは、当該年度中に拠出された掛金額の合計(資格喪失者を含む)。

	(単位:人)			(単位:千円)	
	加入者数	指図者数	計	掛金額	
企業型年金	706,334	3,227	709,561	62,702,303	
個人型年金	29,342	6,287	35,629	3,700,407	
計	735,676	9,514	745,190	66,402,710	

2. 運用状況

(1) 運用者数(運用商品数)

	平成16年度			平成15年度(参考)		
	加入者	指図者	計	加入者	指図者	計
企業型年金	3,341,955	11,881	3,353,836	1,965,418	5,266	1,970,684
個人型年金	69,867	26,734	96,601	42,123	9,090	51,213
計	3,411,822	38,615	3,450,437	2,007,541	14,356	2,021,897

(注)加入者、指図者の数は、それぞれが選定している商品の延べ数。

一人当たりの平均購入商品数

	平成16年度			平成15年度(参考)		
	加入者	指図者	計	加入者	指図者	計
企業型年金	2.7	1.7	2.7	2.8	1.6	2.8
個人型年金	1.5	1.6	1.5	1.4	1.4	1.4
計	2.6	1.6	2.6	2.7	1.5	2.7

(2) 資産額

(単位:千円)

	平成16年度			平成15年度(参考)		
	加入者	指図者	合計	加入者	指図者	合計
企業型年金	1,131,284,412	20,534,572	1,151,818,983	525,914,568	7,692,754	533,607,322
個人型年金	15,946,130	34,399,797	50,345,927	6,853,490	16,638,426	23,491,916
計	1,147,230,542	54,934,369	1,202,164,910	532,768,058	24,331,180	557,099,238

(注)前期からの繰越し、他制度からの移換金等を含めた運用指図を行った資産額の合計。

一人当たり平均資産額

(単位:円)

	平成16年度			平成15年度(参考)		
	加入者	指図者	合計	加入者	指図者	合計
企業型年金	904,454	2,917,257	915,718	744,569	2,383,872	752,025
個人型年金	339,865	2,056,297	791,006	233,573	2,646,481	659,348
計	884,041	2,311,274	909,711	724,188	2,557,408	747,594

3. 給付状況

		平成16年度			平成15年度(参考)		
		企業型年金	個人型年金	計	企業型年金	個人型年金	計
老齢給付金	件数(件)	375	37	412	92	10	102
	給付額(千円)	157,900	22,920	180,820	28,291	4,090	32,381
	平均給付額(千円)	421	619	439	308	409	317
	平均給付月額(円)	35,089	51,622	36,574	25,626	34,083	26,455
老齢一時金	件数(件)	2,922	136	3,058	1,079	29	1,108
	給付額(千円)	17,462,572	804,036	18,266,608	6,595,241	193,308	6,788,549
	平均給付額(千円)	5,976	5,912	5,973	6,112	6,666	6,127
	平均給付月額(円)	498,020	492,669	497,782	509,364	555,483	510,571
障害給付金	件数(件)	5	1	6	1	0	1
	給付額(千円)	2,327	449	2,776	373	0	373
	平均給付額(千円)	465	449	463	373	0	373
	平均給付月額(円)	38,783	37,417	38,556	31,083	0	31,083
障害一時金	件数(件)	67	10	77	35	5	40
	給付額(千円)	223,067	10,024	233,091	73,100	14,285	87,385
	平均給付額(千円)	3,329	1,002	3,027	2,089	2,857	2,185
	平均給付月額(円)	277,447	83,533	252,263	174,048	238,083	182,052
死亡一時金	件数(件)	603	51	654	323	17	340
	給付額(千円)	1,451,586	98,544	1,550,130	558,494	17,973	576,467
	平均給付額(千円)	2,407	1,932	2,370	1,729	1,057	1,695
	平均給付月額(円)	200,606	161,020	197,519	144,090	88,103	141,291
脱退一時金	件数(件)	—	305	305	—	68	68
	給付額(千円)	—	44,824	44,824	—	7,459	7,459
	平均給付額(千円)	—	147	147	—	110	110
	平均給付月額(円)	—	12,247	12,247	—	9,141	9,141
計	件数(件)	3,972	540	4,512	1,530	129	1,659
	給付額(千円)	19,297,452	980,798	20,278,249	7,255,500	237,114	7,492,614
	平均給付額(千円)	4,858	1,816	4,494	4,742	1,838	4,516
	平均給付月額(円)	404,864	151,358	374,524	395,180	153,174	376,362

(注) 給付額は千円単位で取りまとめているため、端数の合計が合わないことがある。